

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局市街地整備部住環境整備課(防災・耐震化計画グループ) (06-6208-9641)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修に係る指示
概要	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成25年1月25日改正法施行）では、所管行政庁が要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、当該建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができることとされています。また、指示を受けた当該建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができることとされています。
根拠法令等 及び条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律第12条第2項、第3項及び附則第3条第3項
処分基準	建築物の耐震改修の促進に関する法律  (要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等) 第十二条 (第1項 省略) 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。  同法附則 (要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等) 第三条 (第1項、第2項 省略) 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。(以下、略)
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000259022.html">http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000259022.html</a>
備考	